

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 三次市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
8,447	13,232	898	22,577

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	38,180	37,984	196	186	300	62,139	
分収造林特別会計	139	139	-	-	96	1,095	
土地取得特別会計	3	3	-	-	-	-	
工業団地等事業特別会計	22	22	-	-	7	-	
一般会計等 計	37,702	37,506	196	186		63,234	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	7,071	7,053	18	18	473	-	-	
診療所特別会計	294	293	1	1	31	64	-	
老人保健特別会計	8,928	9,094	△ 167	△ 167	714	-	-	
介護保険特別会計	5,534	5,459	75	75	793	-	-	
水道事業会計	897	855	42	1,003	299	6,658	1,855	法適用
病院事業会計	7,950	7,827	123	3,228	332	7,803	3,954	法適用
下水道事業特別会計	2,090	2,090	-	-	1,006	11,467	8,864	
農業集落排水事業特別会計	680	667	13	-	408	4,984	4,187	
簡易水道事業特別会計	1,046	1,046	-	-	354	3,498	1,898	
公営企業会計等 計				4,158		34,474	20,758	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△-)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
備北地区消防組合	2,066	2,052	14	14	29	173	79	
甲双衛生組合	69	67	2	2	-	9	-	
広島県後期高齢者医療広域連合	1,393	1,221	172	172	2	-	-	
一部事務組合等 計				188		182	79	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
三次市土地開発公社	29	△ 88	1	111	2,610	-	222	2,648	
三次市開発公社	12	△ 12	1	0	-	-	84	25	
三次国際交流協会	0	86	17	6	-	-	-	-	
三次市観光協会	2	14	3	29	-	-	-	-	
広島三次ワイナリー	11	404	100	0	-	-	-	-	
君田トエンティワン	13	104	24	-	-	-	-	-	
布野特産センター	6	50	13	1	-	-	-	-	
吉舎食品	2	87	6	-	-	-	-	-	
奥田元宋・小由女美術館	△ 37	422	333	-	-	-	-	-	
三次ケーブルビジョン	31	227	75	-	-	-	-	-	
みわ375	0	6	1	0	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			574	147	2,610	-	306	2,673	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		2,023	
減債基金		10	
その他充当可能基金		5,201	
充当可能基金 計		7,234	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.19	0.82	△ 0.37	△ 12.26	△ 20.00	水道事業会計		146.4	
連結実質赤字比率		36.56		△ 17.26	△ 40.00	病院事業会計		42.3	
実質公債費比率	20.5	18.9	△ 1.6	25.0	35.0	下水道事業特別会計		0.0	
将来負担比率		161.8		350.0		農業集落排水事業特別会計		0.0	
財政力指数	0.39	0.38	△ 0.01			簡易水道事業特別会計		0.0	
経常収支比率	94.9	94.0	△ 0.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。